院外処方箋における疑義照会事前合意書

2025 年 1 月 丸子中央病院 薬局

1. 処方変更に関わる原則

- ・抗悪性腫瘍薬、麻薬はプロトコルの対象外とする。
- ・当院院外処方箋に確認済みとして記載のある、内服薬の「剤形変更可」「規格変更可」 や、漢方薬の用法の「食後投与」については、変更後の連絡は不要とする。 ただし、上記に関して「変更不可」の指示があるものは、例外とする。
- ・後述の「2. 疑義照会不要例」に該当する内容を変更した場合、「3. 処方箋の修正方法」の記載内容に則り報告を行う。
- ・患者へ十分な説明を行い、同意を得た上で変更する。

2. 疑義照会不要例

①残薬調整のための処方日数の短縮

※残薬が発生した原因を検討し、患者へ適切な指導や介入を行うこと。

※Rp 全削除となる場合は、電話にて疑義照会すること。

②連日服用しない薬(週1・月1投与製剤や、隔日・曜日指定の服用の指示がある処方、など)の処方日数修正

③外用薬の内服薬との日数調整

- Rp1) ノルバスク OD 錠 2.5mg 30 日分
- Rp2) ニトロダーム TTS25mg 14 枚

Rp1) ノルバスク OD 錠 2.5mg 30 日分

Rp2) ニトロダーム TTS25mg 30 枚

④一包化調剤の指示

 \downarrow

※患者希望もしくは一包化によりアドヒアランス向上が図れる場合に限る。

⑤同一成分製剤の銘柄変更

先発品→先発品も可。ただし、後発品変更不可の指示があるものは例外とする。

例:ジャヌビア錠 50mg→グラクティブ錠 50mg

⑥湿布剤の包装単位による処方量変更

例:ケトプロフェンパップ 30mg 56 枚→ケトプロフェンパップ 30mg<6 枚入り>10 袋)

3. 処方箋の修正方法

当院薬局 FAX への事後報告。

変更された FAX の内容を元に当院にて事後修正する。

※基本的に調剤当日中に FAX を送信すること。

TEL: 0268-42-1111 (代表)

FAX: 0268-42-1122 (薬局直通)